

昭和二十八年法律第二百四十五号

私立学校教職員共済法

目次

第一回 削除	第二回 総則（第一条—第六条）
第三回 削除	第四回 加入者（第十四条—第十七条）
第五回 給付及び福祉事業	第六回 費用の負担（第二十七条—第三十五条）
第七回 共済審査会（第三十六条—第三十八条）	第八回 高齢の教職員等に係る特例（第三十九条—第四十四条）
第九回 雜則（第四十五条—第四十九条）	第十回 罰則（第五十条—第五十五条）
附則	（目的）

第一条 この法律は、私立学校教職員の相互扶助事業として、私立学校教職員の病気、負傷、出産、休業、灾害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付及び福祉事業を行う共済制度（以下「私立学校教職員共済制度」という。）を設け、私立学校教職員の福利厚生を図り、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。（管掌）

第二回 私立学校教職員共済制度は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が、管掌する。

第三回 削除（共済規程）

第四回 事業団は、共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 共済運営委員会に関する事項

二 加入者に関する事項

三 共済業務（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）第十八条第二項に規定する共済業務をいう。以下同じ。）及びその執行に関する事項

（以下単に「理事長」という。）は、あ

る。

第五回 挂金に関する事項

第六回 共済業務に係る資産の管理その他財務に関する事項

第七回 共済業務に係る会計に関する事項

第八回 共済業務に係る会計に関する事項

第九回 共済業務に係る会計に関する事項

第十回 共済業務に係る会計に関する事項

（付）

二	一	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生 活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問 看護療養費及び移送費
三	高額療養費及び高額介護合算療養費	移送費
四	出產費	家族出產費
五	家庭出產費	埋葬料
六	埋葬料	家族埋葬料
七	家族埋葬料	傷病手当金
八	傷病手当金	出產手當金
九	出產手當金	休業手當金
十	休業手當金	弔慰金
十一	弔慰金	家族弔慰金
十二	家族弔慰金	災害見舞金
十三	災害見舞金	退職年金
一	退職年金	二 職務障害年金
二	二 職務障害年金	職務遺族年金
三	職務遺族年金	事業団は、政令で定めるところにより、第一 項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短 期給付を行なうことができる。 (報酬及び賞与の範囲)
2	この法律において「報酬」とは、勤 務の対償として受ける給料、俸給、手当又は賞 与及びこれに準ずるものをいう。ただし、臨時 に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受け るものを持まない。	
3	この法律において「賞与」とは、前項に規定 する給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ず るもので、三月を超える期間ごとに受けるもの をいう。	
3	報酬又は賞与の一部が金銭以外のものである 場合においては、その額は、その地方の時価 により、理事長が定める。	(標準報酬月額)
第二十二条	標準報酬月額は、加入者の報酬月額 に基づき次の等級区分(第三項又は第四項の規 定により標準報酬月額の等級区分の改定が行わ れたときは、改定後の等級区分)により定め、 各等級に対応する標準報酬月額は、その月額の 二十二分の一に相当する額とする。	標準報酬月額

第四級	八八、○○	八三、○○○○円以上九三、○○円未満
第五級	○○円	○○○○円未満
第六級	一〇四、○	一〇一、○○○○円以上一〇一、○○○○円未満
第七級	一一〇、○	一〇七、○○○○円以上一〇七、○○○○円未満
第八級	一一八、○	一一四、○○○○円以上一一四、○○○○円未満
第九級	一二六、○	一二二、○○○○円以上一二二、○○○○円未満
第十級	一三四、○	一三〇、○○○○円以上一三〇、○○○○円未満
第十一級	一四二、○	一四六、○○○○円以上一四六、○○○○円未満
第十二級	一四五〇、○	一五〇、○○○○円以上一五〇、○○○○円未満
第十三級	一六〇、○	一五六、○○○○円以上一五六、○○○○円未満
第十四級	一七〇、○	一六五、○○○○円以上一六五、○○○○円未満
第十五級	一八〇、○	一七五、○○○○円以上一七五、○○○○円未満
第十六級	一九〇、○	一八五、○○○○円以上一八五、○○○○円未満
第十七級	二〇〇、○	一九五、○○○○円以上一九五、○○○○円未満
第十八級	二二〇、○	二一〇、○○○○円以上二一〇、○○○○円未満
第十九級	二四〇、○	二三〇、○○○○円以上二三〇、○○○○円未満
第二級	二六〇、○	二五〇、○○○○円以上二五〇、○○○○円未満
第二級	二八〇、○	二七〇、○○○○円以上二七〇、○○○○円未満
第二級	三〇〇、○	三一〇、○○○○円以上三一〇、○○○○円未満
第二級	三二〇、○	三三〇、○○○○円以上三三〇、○○○○円未満
第二級	三四〇、○	三五〇、○○○○円以上三五〇、○○○○円未満
第二級	三六〇、○	三五〇、○○○○円以上三五〇、○○○○円未満
五級	○○円	○○○○円未満

第四級	第五級	第六級	第七級	第八級
一、二七〇、一、二三五、〇〇〇円以上	一、二九五、〇〇〇円未満	一、三三〇、一、二九五、〇〇〇円以上	一、三三〇、一、二九五、〇〇〇円以上	〇〇〇円
一、三五五、〇〇〇円未満	一、三五五、〇〇〇円未満	一、三九〇、一、三五五、〇〇〇円以上	一、三九〇、一、三五五、〇〇〇円以上	〇〇〇円
〇〇〇円以上	〇〇〇円以上	〇〇〇円以上	〇〇〇円以上	〇〇〇円以上

3 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えた第一項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第四十条第三項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより前項の規定により読み替えた第一項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬は、同条第二項の規定により読み替えた同条第一項の規定及び同条第三項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

4 退職等年金給付の額の算定及び退職等年金給付に係る掛金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法第四十条第四項の規定による標準報酬月額の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第一項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行ふことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第四項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

事業団は、加入者が毎年七月一日現に使用される学校法人人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日（文部科学省令で定める者にあつては十一日。以下この条において同じ。）未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を定める。

前項の規定によつて定められた標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の間に加入者の資格を取得した者並びに第十項の規定による標準報酬月額とする。

第五項の規定は、六月一日から七月一日までは、その年の九月から翌年の八月までの各月の間に加入者の資格を取得した者並びに第十項の規定による標準報酬月額とする。

付に係る掛金の徵収に関する第一項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法第四十条第四項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第一項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第四項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。事業団は、加入者が毎年七月一日現に使用さ

れる学校法人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日（文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）未満である月があるときは、その月を除く。）を受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を定める。

前項の規定によつて定められた標準報酬月額

標準報酬月額とする。

又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第五項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額が改定される加入者については、その年に限り適用しない。

事業団は、加入者の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在により標準報酬月額を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、その報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を報酬月額とする。

前項の規定によつて定められた標準報酬月額は、加入者の資格を取得した月からその年の八月（六月一日から十二月三十一日までの間に加入者の資格を取得した者については、翌年八月）までの各月の標準報酬月額とする。

事業団は、加入者が現に使用される学校法人による

等において継続した二月間（各月とも、報酬の支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、文部科学省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬月額を改定するものとする。

11 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいづれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。
12 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第一条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業に関する制度に準ずる措置若

しくは同法第二十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日

の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日未満である

る月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌月に第十四項に規定する産前産後休業を開始している加入者は、この限りでない。

前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌月から起算して二ヶ月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

事業団は、産前産後休業(出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定期)以前四十二日(多胎妊娠の場合につつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。)をいう。以下同じ。)を終了した加入者が、当該産前産後休業を終了した日(以下の項及び次項において「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子女を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間(産前産後休業終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している加入者は、この限りでない。

前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌月から起算して二ヶ月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該加入者の報酬月額とする。

第二十三条 事業団は、

第二十三条 事業団は、加入者が賞与を受けた月において、その月に当該加入者が受けた賞与の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

短期給付等事務に関する前項の規定の適用については、同額後段中「標準賞与額が百五十万

円を超えるときは、これを百五十万円」とある

のは、「加入者が受けた賞与によりその年度に

における標準賞与額の累計額が五百七十三万円（前条第三項）の規定による標準報酬額の等級

区分の改定が行われたときは、政令で定める

額。以下この項において同じ。) を超えること

となる場合には、当該累計額が五百七十三万円となる。この二つの用の票選費を預り、その

となるよるその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の

標準賞与額は零」とする。

3 前条第四項の規定による標準報酬月額の等級区分の文三が行つしに場合に付る賃料等三金

区分の改定が行われた場合における退職等年金給付の額の算定及び退職等年金給付に係る掛金

の徴収に関する標準賞与額については、第一項

後段中「百五十万円を」とあるのは、「百五十万円(前半第四項)の規定(第二十九条第一項)」

万円（前条第四項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定め

る額。以下この項において同じ。)を」とする。

前条第十六項の規定は、標準賞与額の算定に

(給付額等の端数計算)

第二十四条 短期給付の額に一円に満たない端数

を生じたときは、これを一円に切り上げる。

標準報酬田額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があ

ときはこれを十円に切り上げるものとする。

退職等年金給付の額に五十円未満の端数があ
る場合、三十日、三十未満

るときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

(国家公務員共済組合法の準用)
第二十五条 二の節に規定するもののほか、
豆期

給付及び退職等年金給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号）から第七号までを除く）、第四章（第三十九条

国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期
給付及び退職等年金給付については、国家公務

（第三十九条から第七号までを除く。）、第四章（員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号及び六号）、第五章（公務員の給付金並びに年金の支給等）。

第二号		第一号	第五十五号	第五十五号及 び第二号
第二号	第一号	第五十五号	第五十五号	第五十五号
被保険者を含む	組合員、私学共済制度の加入者	組合員及び私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）	組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）	組合員
被保険者をいう	組合員	事業団が共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第一項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八条において同じ。）	加入者の加入者	事業団
第二号	第一号	第五十五号	第五十五号	第五十五号
第三項	第三項	第三項	第三項	第三項
第五十九条	第五十九条	第五十九条	第五十九条	第五十九条
被保険者を含む	組合員、私学共済制度の加入者	組合員及び私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）	組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）	組合員
被保険者をいう	組合員	事業団が共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第一項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八条において同じ。）	加入者の加入者	事業団
第二号	第一号	第五十五号	第五十五号	第五十五号
第三項	第三項	第三項	第三項	第三項
第五十九条	第五十九条	第五十九条	第五十九条	第五十九条

(第三節 福祉事業)
第二十六条 事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行ふ。
一 高齢者の医療の確保に関する法律第二十二条の規定による特定健康診査（第三項において単に「特定健康診査」という。）及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この号及び第三十五条第三項において「特定健康診査等」という。）並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入者及びその被扶養者（以下この条において「加入者等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者等の自助努力についての支援その他の加入者等の健康の保持増進のために必要な事業
二 加入者の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
三 加入者の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
四 加入者の貯金の受入れ又はその運用
五 加入者の臨時の支出に対する貸付け
六 加入者の需要する生活必需物資の供給
七 その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの
事業団は、加入者であつた者の福祉を増進するため、前項各号に掲げる事業に準ずる事業であつて政令で定めるものを行うことができる。
事業団は、第一項第一号の規定により加入者等の健康の保持増進のために必要な事業を行つに当たつて必要があると認めるときは、加入者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他文部科学省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に對し、文部科学省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして文部科学省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している加入者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、文部科学省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

5 事業団は、第一項第一号に掲げる事業を行うに当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報、事業者等から提供を受けた加入者等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

6 文部科学大臣は、第一項第一号の規定により事業団が行う加入者等の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

7 前項の指針は、健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

第六章 費用の負担

(掛金等)

第二十七条 事業団は、共済業務に要する費用に充てるため、掛金及び加入者保険料(厚生年金保険法(昭和二十九年法律百五十五号)第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。)を徴収する。

2 掛金及び加入者保険料(以下「掛け金」といふ。)は、加入者期間の計算の基礎となる各月(介護納付金に係る掛け金にあつては、当該各月のうち加入者(附則第二十項の規定により健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者を除く。)の資格及び介護保険法第九条第二号に規定する被保険者(以下「介護保険第二号被保険者」という。)の資格を併せ有する日を含む月(政令で定めるものを除く。)に限り、徴収するものとする。

3 前項の規定による掛け金は、加入者の標準報酬月額及び標準賞与額を標準として算定するもとの割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。(掛け金の折半負担等)

第二十八条 加入者及びその加入者を使用する学校法人等は、前条の規定による掛け金を折半して、これを負担する。

2 育児休業等をしている加入者(第五項の規定の適用を受けている加入者及び第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。)が事業団において同じ。)が事業団に申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る掛け金等に限る。)(その育児休業等の期間が一月以上である者については、標準報酬月額に係る掛け金等に限る。)

3 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合、当該月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛け金等(加入者が当該報酬に係る月の翌月の初日からその資格を喪失する場合においては、当該報酬に係る月の前月及びその月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛け金等)に相当する金額を免除することができる。

4 その育児休業等を開始した日の属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合、当該月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛け金等に相当する金額を免除することができる。

5 その育児休業等を開始した日の属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合、当該月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛け金等に相当する金額を免除することができる。

6 その育児休業等を開始した日の属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合、当該月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛け金等に相当する金額を免除することができる。

7 その育児休業等を開始した日の属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合、当該月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛け金等に相当する金額を免除することができる。

2 育児休業等をしていて、滞納処分を受けるときは、(督促及び延滞金の徴収)

3 事業団は、学校法人等が、次のいずれかに該当する場合

イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。

ニ 競売の開始があつたとき。

二 学校法人等が、解散をした場合

三 加入者の勤務する私立学校 私立専修学校

又は私立各種学校が、廃止された場合

四 事業団は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 事業団は、前項の規定による督促又は第二十九条の二(各号(第一号ハを除く。)のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げてする掛け金等の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期間までに掛け金等を完納しないときは、事業団は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくはその財産のある市町村(特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区とする。第三項において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

第五十三条 法人（法人でない社団又は財團で代理人のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 第四十七条の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、又は文書の提示若しくは提出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

第五十五条 第四十七条の五の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第一項から第六項まで及び第二十四項の規定は、公布の日から施行する。

(組合の設立)

8 組合は、設立の登記をすることによつて成立する。

10 (学校法人とみなされるもの)

私立の幼稚園を設置する者並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）以下この項において「認定」とも園法一部改正法」という。)附則第三条第二項に規定するまなし幼保連携型認定なども園を設置する者及び認定こども園法一部改正附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。

(恩給財團等の解散)

11 財團法人私學恩給財團（以下「恩給財團」といふ。）及び財團法人私學教職員共濟会は、組合成立の日に解散し、その権利義務は、組合が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

12 前項の財團法人の解散の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

13 (厚生年金保険の被保険者であつた期間)
組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間（その期間の計算については、旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の例による。以下同じ。）は、この法律による加入者期間とみなさないし、政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による加入者期間とみなしある政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による加入者となつた後の加入者期間とを合算する。

14 (恩給財團の加入教職員であつた期間)
第十一項前段の規定による恩給財團の解散の際に現にその加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の恩給財團の加入教職員であつた期間（その期間の計算については、従前の例による。以下同じ。）は、この法律による加入者期間とみなしある政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による加入者となつた後の加入者期間とを合算する。

15 (加入者期間とみなされる期間の標準給与)
第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合においては、その期間における各月の旧厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給与の月額とみなし、前項の規定により恩給財團の加入教職員であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合には、その期間における標準給与の月額は、一万円であつたものとみなす。

16 (期間の合算に関する特例)
組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であり、かつ、恩給財團の加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、第十三項又は第十四項の規定にかかわらず、第十三項の規定により合算されるべき厚生年金保険の被保険者であつた期間の合算に関する規定は、適用しない。

年金保険の被保険者があつた期間と第十四項の規定により合算されるべき恩給財団の加入教員（その期間が等しい場合には、そのうち一方の期間のみと、その者がこの法律により加入孝期間）の合算する。（給付費の負担の特例）

第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなして退職共済金又は遺族共済年金の給付が行われた場合において、そのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたときは、その間に要する費用は、事業団と年金特別会計が負担する。ただし、当該加入者を厚生年金保険の被保険者とみなし、加入者期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなした場合において、厚生年金保険法に照らし、当該給付に相当する保険給付を行うことができないとときは、この限りでない。

前項の場合において、負担の割合その他費用の負担に関する必要な事項は、政令で定める（保険給付の調整）

組合成立の際際に厚生年金保険の被保険者である者に対する厚生年金保険法による保険給付について、第十三項の規定によりその者の厚生年金保険の被保険者であつた期間が、この法律による加入者期間とみなされることに伴い相違認められる限度において、政令で定めるところにより、調整を行うことができる。（適用除外）

組合成立の際際に健康保険又は厚生年金保険の被保険者である者を使用する学校法人が、その設置する私立学校（この法律による組合員となるべき当該私立学校に勤務するすべての教職員が健康保険又は厚生年金保険の被保険者でないものを除く。以下同じ。）ごとに当該私立学校に勤務する教職員（健康保険組合を組織する場合においては、当該組合の組合員たる教職員。以下同じ。）の過半数の同意を得て、組合成立の日から三十日以内に、文部大臣に対し、当該同意に係る私立学校的教職員が健康保険法による保険給付を受け、又は厚生年金保険の被保険者となるべき旨の申請をしたときは、当該申請に係る私立学校に勤務する教職員は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百一号）第一条の規定による改正前の健康保険法第十二条第一項の規定にかかるわざととなつた後の加入者期間とを合算する。

者による保険給付のみを受けることができるところとなり、又は旧厚生年金保険法第十六条ノ二の規定にかかるわらず、厚生年金保険の被保険者となるものとする。この場合において、健康保険法による保険給付のみを受けることができるところとなつた者は、短期給付に關し、厚生年金保険のみの被保険者となつた者は、長期給付に關しては、それぞれこの法律による加入者でない者とみなし、健康保険法による保険給付を受け、かつ、厚生年金保険の被保険者となつた者は、第十四条の規定にかかるわらず、この法律による加入者にならないものとする。組合成立後新たに当該同意に係る私立学校に勤務することとなつた教職員についても同様とする。

前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、退職等年金給付に関する規定及び厚生年金保険法の規定の適用については、この法律による加入者でない者とみなす。

(適用除外教職員に対するこの法律の適用)

昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付を受けることができ、かつ、同項の規定により厚生年金保険の被保険者である教職員等を使用する学校法人が、当該教職員等の過半数の同意(当該教職員等を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意)を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に對し、当該教職員等がこの法律による組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかるわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される教職員等は、同年四月一日にこの法律による組合員となるものとする。

昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができるこの法律による組合員又は同項の規定により厚生年金保険のみの被保險者であるこの法律による組合員を使用する学校法人が、当該組合員の過半数の同意(当該組合員を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の議決による同意)を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に對し、それぞれ当該組合員がこの法律に基づく保健給付、災害給付及び休業給付又は退職給付、障

	明治四十二年一月一日以前に生まれた者	十年
明治四十二年一月二日から明治四十三年一月一日までの間に生まれた者	十一年	
明治四十三年一月二日から明治四十四年一月一日までの間に生まれた者	十二年	
明治四十四年一月二日から明治四十五年一月一日までの間に生まれた者	十三年	
明治四十五年一月二日から大正二年一月一日までの間に生まれた者	十四年	
大正二年一月二日から大正三年一月一日までの間に生まれた者	十五年	
大正三年一月二日から大正四年一月一日までの間に生まれた者	十六年	
大正四年一月二日から大正五年一月一日までの間に生まれた者	十七年	
大正六年一月二日から大正七年一月一日までの間に生まれた者	十八年	
大正五年一月二日から大正六年一月一日までの間に生まれた者	十九年	
大正六年一月二日から大正七年一月一日までの間に生まれた者	二十年	
12 行政部の前日に恩給財團における従前の例による者であつた更新加入者が退職共済年金の額の算定の基礎となる加入者期間が十五年以上であるものに限る。又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合において、その者につき恩給財團における従前の例による控除すべき金額があるときは、当該控除すべき金額の合計額（以下この項及び次項において「控除額」という。）に相当する金額を、当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、事業団に納付しなければならない。この場合において、控除額に相当する金額の事業団への納付については、	21	

13 国家公務員共済組合法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。(以下同じ。)が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、控除額に相当する余額(前項の規定により納付されたものがあるときは、その納付された金額を控除した金額)を、当該遺族共済年金を受ける権利を有するととなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、事業団に納付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第一項に規定する加給年金額を除く。)に旧長期組合員であつた期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた加入者期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旧長期組合員であつた期間の区分に応じ、それぞれ、第一号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達した日以後その全額を支給し、第二号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達するまではその百分の七十に相当する金額、同号に定める年齢に達した日以後はその全額を支給する。

一 旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。)五十年

額を支給する。
一 旧長期組合員であつた期間（恩給財團における従前の例による者であつた期間を除く。）

か、長期給付に関する規定の施行について必要な事項は、政令で定める。

第三十三条 改正後の私立学校教職員共済組合法
二 施行日から三年以内に退職する男子
三 施行日から五年以内に退職する女子

二　恩給財団における従前の例による者であつた期間　四十五歳（更新加入者に対する長期給付に関する経過措置についての施行法の準用）
17　附則第十項から前項までに規定するもののはか、旧法の規定による退職一時金の支給を受け

第一条 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。
(施行期日)

第二十五条の四から第二十五条の六までの規定の適用については、これらの規定に規定する退職（一時金には、施行日前の退職に係る退職（一時金（次項の規定により同法第二十五条の三第三項の退職）とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

前項の更正用「皆」を名「共」に替へ云第1二二三

た更新加入者に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金に係る支給額に相当する金額の返還については国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十四条第三項及び第五条第三項の規定を、更新加入者に係る旧法の規定による障害年金の支給の停止及び額の改定については同法第六条第二項及び第十八条の規定を、施行日以後における更新加入者の職務傷病による障害共済年金及び遺族共済年金に関する規定の適用については同法第十六条及び第十

第二十九条 改正後の私立学校教職員共済組合は
第二十五条の二の規定による通算退職年金は
施行日前の退職（同法第十六条第二号から第十七条
号までに掲げる事由に該当するに至つた場合を除
いう。以下本条及び附則第三十一条から附則等
三十三条までにおいて同じ。）に係る退職一時金
金の基礎となつた組合員であつた期間に基づいて
ては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月
一日から施行日の前日までの間における退職に
つき改正前の私立学校教職員共済組合法第二
三十一条の規定による通算退職年金は、

附則第二十九条たゞし書に規定する者は、
ては、その者が支給を受けた同条ただし書の退
職に係る退職一時金を改正後の私立学校教員
共済組合法第二十五条の三第二項の退職一時金
とみなして、同法第二十五条の四から第十二十
一条の六までの規定を適用する。この場合におい
て、同法第二十五条の四第二項中「前に退職し
た日」とあり、又は同法第二十五条の六第二項
中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額」
を組合に返還した日とする。

18
七条の規定を、更新加入者に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。
(再就職者に関する経過措置)
附則第十項から前項までの規定は、次の各号

五条の二において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第四十一条の規定による退職一時金の支給を受けた者で施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三等二項第二号に掲げる金額（その額が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その退職

(私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律の効力)

に掲げる者について準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 更新加入者であつた者で、再び長期加入者となつたもの

二 旧長期組合員であつた期間を有する者で、

時金の額に相当する金額（以下附則第三十一
条第二項において「控除額相当額」という。）
を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎
となつた組合員であった期間については、この
限りでない。

（施行期日）
（昭和三七年四月一日法律第六十
二号）抄
附 則
（昭和三七年四月一日法律第六十一
号）の規定をそれぞれ改正する法
律としての効力を有しないものと解してはな
らない。

附則第十四項の更新加入者に支給する共済料 第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（同法第七十八条

長期加入者となつたもの（更新加入者及び前号に掲げる者を除く。）
（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置）

第二十五条の三の規定は、施行日以後の退職に係る退職一時金について適用し、同日前の退職に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
附 則 (昭和三七年九月一五日法律第六二号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用について、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められないなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることはできる。期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三八年三月三一日法律第六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和三九年七月六日法律第一五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年五月二八日法律第八号）

1 （施行期日） この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。

2 （施行期日） この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

3 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

4 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

5 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

6 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

7 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

8 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

9 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

10 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

11 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

12 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

13 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

14 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

15 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

16 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

17 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

18 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

19 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

20 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

21 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

22 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

23 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

24 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

25 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

26 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

27 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

28 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

29 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

30 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

31 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

32 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

33 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

34 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

35 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

36 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

37 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

38 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

39 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

40 （施行期日） この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

その額を前二項に規定する退職年金の額の計算の例に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

6 昭和四十年四月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係る次の各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分から昭和四十年九月分まで、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、この限りでない。

7 昭和四十年四月三十日以前に退職年金又は障害年金三万円

附 則（昭和四一年五月九日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

第二条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

第三条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

第四条 この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

第五条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

第六条 この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

第七条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

第八条 この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

第九条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

第十条 この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

第十一条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

十二条 この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

十三条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

十四条 この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

十五条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

十六条 この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

十七条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

十八条 この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

十九条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

二十条 この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

二十一条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

二十二条 この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

二十三条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

二十四条 この法律は、昭和四十一年十二月三十一日以前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付の取扱い

附 則（昭和四〇年五月二八日法律第八号）

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

第二条 この法律は、昭和四十一年九月一日から施行する。

第三条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

第四条 この法律は、昭和四十一年一月一日から施行する。

第五条 この法律は、昭和四十一年三月一日から施行する。

第六条 この法律は、昭和四十一年五月一日から施行する。

第七条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

第八条 この法律は、昭和四十一年九月一日から施行する。

第九条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

第十条 この法律は、昭和四十一年一月一日から施行する。

第十一条 この法律は、昭和四十一年三月一日から施行する。

十二条 この法律は、昭和四十一年五月一日から施行する。

十三条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

十四条 この法律は、昭和四十一年九月一日から施行する。

十五条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

十六条 この法律は、昭和四十一年一月一日から施行する。

十七条 この法律は、昭和四十一年三月一日から施行する。

十八条 この法律は、昭和四十一年五月一日から施行する。

十九条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

二十条 この法律は、昭和四十一年九月一日から施行する。

二十二条 この法律は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

二十三条 この法律は、昭和四十一年一月一日から施行する。

二十四条 この法律は、昭和四十一年三月一日から施行する。

二十五条 この法律は、昭和四十一年五月一日から施行する。

昭和四十四年十月一日以後に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合（法律第百四十号附則第六項の規定に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 九万六千円
二 遺族年金 四万八千円

附 則 （昭和四五年四月一日法律第一三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四五五年五月二六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

（昭和四十五年十月以後に退職をした長期在職老齢組合員の退職年金等の額の最低保障）

3 昭和四十五年十月一日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る次の各号に掲げる年金（七十歳以上の者又は遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに限る。）については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 十二万円
二 遺族年金 六万円

附 則 （昭和四五五年五月二六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（昭和四十五年十月以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する特例）

前項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を除く。）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

1 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（標準給与に関する経過措置）

組合が昭和四十六年十月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（次項及び附則第五項において「改正前の法」という。）第二十二条第二項（次項及び附則第五項において「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかるわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（次項において「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定の例によること。

一 退職年金 九万六千円
二 遺族年金 四万八千円

附 則 （昭和四五五年四月一日法律第一三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四五五年五月二六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十六年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を除く。）

（昭和四十六年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を除く。）

（昭和四六年五月二九日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四七年十月一日から施行する。

（昭和四六年五月二九日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四七年十月一日から適

（標準給与に関する経過措置）

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済組合法第三十五条第一項第一号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行し、改正後の同法同条同項の規定は、同年四月一日から適

用する。

（昭和四八年八月一〇日法律第六九号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四八年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

（昭和四八年九月二一日法律第八五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四八年九月二六日法律第八九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四八年十月一日から施行する。

（昭和四八年九月二九日法律第一〇四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四八年十月一日から施行する。

（厚生年金保険の被保険者であつた加入者の取扱い）
4 昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による

厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の被保険者であつた者で改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定により同年四月一日（以下「切替日」という。）に私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）による組合員（以下「組合員」という。）となつたものの（以下「切替組合員」という。）の当該被保険者であつた期間（以下「厚生年金保険期間」という。）は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の長期給付に関する規定の適用については、加入者期間（共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）とみなす。この場合における厚生年金保険期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間者の期間の計算の例による。

切替組合員の前項の規定により加入者期間とみなされた期間は、切替日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

（加入者期間とみなされる期間の標準給与）

附則第四項の規定により厚生年金保険期間を加入者期間とみなす場合における私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号。以下この項において「平成十二年改正法」という。）第二条の規定による改正前の共済法第二十三条に規定する平均標準給与と月額の算定については、その期間における毎月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月における平成十二年改正法第二条の規定による改正前の共済法による標準給与の月額とみなす。

（厚生保険特別会計からの交付金）

政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされることとなつた切替組合員の当該厚生年金保険期間に係る部分を、政令で定めるところにより、切替日から二年以内に、厚生保険特別会計から私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）に交付するものとする。

（厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者等の取扱い）

切替組合員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けない旨の申出をしなかつた

ときは、附則第四項の規定にかかるわらず、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険期間は、同項に規定する厚生年金保険期間から控除する。切替組合員のうち、昭和四十九年一月一日から切替日の前日までの間に厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有することとなる者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、あらかじめ当該年金たる給付を受けないこととする旨の申出をしなかつたときも、同様とする。

切替組合員が前項に規定する申出をしたときは、当該切替組合員の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、切替日の前日に消滅する。

(更新加入者の長期給付に関する経過措置)

10 切替組合員で引き続き共済法の長期給付に関する規定の適用を受けるもの（以下「更新加入者」という。）につき恩給財団（共済法附則第十一項の恩給財団をいう。）における従前の例による控除すべき金額がある場合においては、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第十二項及び第十三項の規定を準用する。

11 前項に規定するもののほか、更新加入者に対する長期給付については、昭和三十六年改正法附則第十七項の規定を準用する。この場合において、同項の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再就職者に関する経過措置)

12 前二項の規定は、更新加入者であつた者で再び加入者（共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）となつたもの及び日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第三十条の規定による改正前の附則第十項に規定する更新組合員であつた者で加入者となつたものについて準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置)

13 附則第十一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第十七項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百一十九号）の規定が改正され

た場合におけるこの附則の適用について必要な措置を経過措置に関する政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(退職年金等の受給権の取扱い)

更新組合員で改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金を受けける権利を有するものは、切替日に再び組合員となつものとみなし、これらの給付の支給の停止に関する規定を適用する。

更新組合員で切替日前に法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利(切替日の前日においてその支給を停止されたいた退職年金を受ける権利を除く。)を有するものが、切替日から三箇月以内に組合に対しその支給を受けることを希望する旨を申し出た場合には、前項の規定及びこれらの給付の支給の停止に関する規定にかかわらず、その支給を停止しない。

前項の申出をした者又はその遺族に対して支給する共済法の規定による長期給付については、同項に規定する退職年金、減額退職年金又は障害年金の基礎となつた期間は、加入者であつた期間に該当しないものとする。

(健康保険法による保険給付を受けることができた者があつた期間に係る給付の取扱い)

切替日の前日に健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けることができた者であつた者で改正後の法附則第二十二項又は第二十三項の規定により切替日に組合員となつたものに対する法の保健給付又は休業給付に関する規定の適用については、その者は、切替日前の健康保険法による保険給付を受けることができた者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その者が切替日の前日の経過する際に健康保険法による保険給付を受けている場合はにおいては、当該保険給付は、法に基づいて該当保険給付に相当する給付として受けいたるものとみなして、組合は、切替日以後に係る給付を支給する。

(健康保険組合の解散等)

附則（昭和四九年六月二七日法律第九九）

ときは、当該健康保険組合は、切替日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、組合が承継する。ただし、当該解散は、当該健康保険組合が二以上の学校法人に係るものである場合にあつては、当該学校法人のすべてが当該申出をしたときに限る。
(政令の委任)
附則 第九号
(施行期日)
この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の改正規定(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十六条の五の規定を準用する部分に限る)及び私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
(標準給与に関する経過措置)
私立学校教職員共済組合がこの法律の施行の日(以下「施行日」という)前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「改正前の法」という)第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という)第二十二条第一項の規定の例による。
施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者(給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。)の同月の標準給与は、当該標準給与の月額の基

（改定による改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。）

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

施行日前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十号。以下「法律第二百四十号」という。）第四条の規定による改正前の昭和四十年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二百四号。以下「法律第二百四号」という。）附則において準用する場合を含む。の規定による給付については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

（平均標準給与に関する経過措置）

改正後の法第二十三条の規定は、施行日前に給付事由が生じた年金たる給付についても、同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる平均標準給与につき改正後の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与の額が改正前の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与の額より少ないとときは、前項の規定にかかわらず、その額を改正後の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与とみなす。

前項の規定は、当分の間、施行日以後に給付事由が生じた長期給付（同日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死亡一時金で、同日前に退職した組合員に係るものを除く。）の算定の基礎となる平均標準給与について準用する。（退職年金等の額に関する経過措置）

第三条の規定による改正後の法律第二百四十号附則第八項、第九項、第十一項及び第十二項の規定（附則第八項、第九項及び第十一項の規定

則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和四十九年九月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第百四号附則第八項第一号中「三百九十四万円」とあるのは、「二百六十四万円」(昭和四十八年九月三十日以前に給付事由が生じた長期給付については、「二百二十二万円」と読み替えるものとする)とする。

昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。
(昭和四十九年九月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の額の最低保障)

施行日以後に退職(死亡を含む。)をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年(法律第二百四十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下退職年金の最短年金年限)といふ。)に達しているものに係る年金 三十二万六千二百円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 二十四万九千二百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金 (イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十二万六千二百円

ロ 六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金 (イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で障害年金の額

<p>三　　の額の計算の基礎となつた組合員であつた 期間が退職年金の最短年金年限に達してい るものに係る年金　二十四万九千二百円</p> <p>ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　十六 万八百円</p> <p>三　　遺族年金　次のイからハまでに掲げる年金 の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げ る額</p>
<p>イ　六十五歳以上の者又は六十五歳未満の 妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金 の額の計算の基礎となつた組合員であつた 期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を 除く。）及び六十五歳未満の者（妻、子及 び孫を除く。）が受ける年金でその年金の 額の計算の基礎となつた組合員であつた期 間が退職年金の最短年金年限に達してい るもの　十二万六百円</p>
<p>ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　八万 四百円</p>
<p>12　昭和四十四年度以後における私立学校教職員 共済組合からの年金の額の改定に関する法律第 四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規 定の適用につき準用する。この場合において、 同条第一項及び第三項中「七十歳」とあるの は、「六十五歳」と読み替えるものとする。</p>
<p>（政令への委任）</p>
<p>○〇号</p>
<p>この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>附　則　（昭和五〇年七月四日法律第五三 号）抄</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>1　この法律は、昭和五十年八月一日から施行す る。ただし、第四条の規定は昭和五十一年一月 一日から、附則第三項の規定は公布の日から施 行する。</p>
<p>（標準給与に関する経過措置）</p>
<p>3　私立学校教職員共済組合がこの法律の施行の 日（以下「施行日」という。）前に第二条の規</p>

8 第四条の規定による改正後の法律第百四十号

附則第八項の規定（法律第百四号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年一月一日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年一月分以後適用する。この場合において、第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「三百七十二万円」とあらわれるのは、「三百七十二万円（昭和四十九年八月三十日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては二百六十四万円、同年九月一日から昭和五十年七月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付にあつては二百九十四万円）」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

11 附則第六項から前項までに定めるもののか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に關して必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第五

九号）抄

1 附 則（昭和五〇年七月一一日法律第六

二号）抄

（施行期日）抄（昭和五〇年七月一一日法律第六

二号）抄

1 附 則（昭和五〇年七月一一日法律第六

二号）抄

（施行期日）抄（昭和五〇年七月一一日法律第六

二号）抄

1 附 則（昭和五〇年七月一一日法律第六

二号）抄

（施行期日）抄（昭和五〇年七月一一日法律第六

二号）抄

第十四条第一項の改正規定（労働福祉事業に係る部分に限る。）及び同条第二項の改正規定並びに附則第九条及び附則第十五条の規定並びに附則第二十一条中炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第十条第一項の改正規定、附則第二十四条中労働保険特別会計法第四条の改正規定並びに附則第二十九条及び附則第三十条の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（私立学校教職員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による職務による障害年金、附則第十七条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による職務による障害年金又は前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による業務による障害年金のうち施行日の前日までの間に係る分については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条 附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（私立学校教職員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法第百四十号」という。）附則第十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（政令への委任）

第二十三条 附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法第百四十号」という。）附則第十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（政令への委任）

第二十四条 附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法第百四十号」という。）附則第十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（政令への委任）

第二十五条 附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法第百四十号」という。）附則第十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（政令への委任）

第二十六条 附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法第百四十号」という。）附則第十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（政令への委任）

第二十七条 附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法第百四十号」という。）附則第十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（政令への委任）

第二十八条 附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法第百四十号」という。）附則第十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（政令への委任）

第二十九条 附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法第百四十号」という。）附則第十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（政令への委任）

第三十条 附則第十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法第百四十号」という。）附則第十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（政令への委任）

ある者（給与月額が五万九千円以上である者を除く。）又は三十一万円である者（給与月額が三十一万五千円未満である者を除く。）の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額をこの法律により改定後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法第百四十号」という。）附則第十二条第一項の規定による改正後の昭和四十年度以後における私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

施行日前にこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十二条第五項の規定により標準給与が定められた組合員で昭和五十一年度に同条第二項の規定の適用を受けないものは、昭和五十一年十月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

（端数処理に関する経過措置）

第二十三条 改正後の法第二十四条の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う退職給付、障害給付又は遺族給付の額の決定又は改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行うこれら給付の額の決定又は改定については、なほお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）附則第七項の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

第二十四条 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法第百四十号」という。）附則第七項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（標準給与に関する経過措置）

第二十五条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十二年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与の月額（昭和五十二年四月の標準給与の月額）が六万四千円以下であるも

のを除く。）は、当該標準給与の月額が六万三千円以上であるものを除く。又は三十四万円である。

（標準給与の月額の基礎となる給与月額が六万三千円以上であるものとみなす）

第二十六条 第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の表の改正規定、第三条中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七項の改正規定及び第五条の規定による改正後の法律第百四十号附則第十四条及び第六条の規定（昭和五十二年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

（標準給与に関する経過措置）

第二十七条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

この法律は、公布の日から施行する。

この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項の規定、この法律による改正後の昭和四十年度以後における私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項の規定により標準給与が定められた組合員で昭和五十一年度に同条第二項の規定の適用を受けないものは、昭和五十一年十月一日に組合員の資格を取得する。

（標準給与に関する経過措置）

第二十三条 この法律の施行の日（以下「施行日」とい

う。）前に組合員であつた者の昭和五十二年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与の月額（昭和五十二年四月の標準給与の月額）が六万四千円以下であるも

のを除く。）は、当該標準給与の月額が六万三千円以上であるものを除く。又は三十四万円である。

（標準給与の月額の基礎となる給与月額が六万三千円以上であるものとみなす）

第二十四条 第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の表の改正規定、第三条中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（標準給与に関する経過措置）

第二十五条 第二条中私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定により改定された標準給与は、同月から昭和五十三年九月までの各月の標準給与とする。

（掛金に関する経過措置）

第二十六条 第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の表の改正規定、第三条中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七項の規定による標準給与の基礎となる掛金の算定期は、昭和五十二年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

第二十七条 第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の表の改正規定、第三条中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七項の規定による標準給与の基礎となる掛金の算定期は、昭和五十二年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

第二十八条 第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の表の改正規定、第三条中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七項の規定による標準給与の基礎となる掛金の算定期は、昭和五十二年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

第二十九条 第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の表の改正規定、第三条中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七項の規定による標準給与の基礎となる掛金の算定期は、昭和五十二年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

第三十条 第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の表の改正規定、第三条中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七項の規定による標準給与の基礎となる掛金の算定期は、昭和五十二年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

月額の平均額に対する施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準給与月額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じ、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第二項の補正率の算出方法を参照して算出される政令で定める比率を乗じて得た額

二 その者の施行日前の組合員期間のうち政令で定める期間に係る各月の標準給与の月額にそれぞれ当該期間における全組合員（長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の標準給与の月額を平均した額に対する当該政令で定める月額を平均した額に相当する組合員の標準給与の月額を平均した額の比率に相当する比率を参照して政令で定める率を乗じて得た額の組合員期間の月数で除して得た額の者との組合員期間の月数で除して得た額の施行日前に退職した者についてその施行日前の退職に係る組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合においては、その者の当該退職に係る組合員期間ごとに、施行日の前日においてその者が受けける権利を有していた通算退職年金の額（同日において通算退職年金を受ける権利を有していないかたにあつては、当該退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において受けるべきである通算退職年金の額）の算定の基礎となつてゐる旧平均標準給与月額（第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十三条に規定する平均標準給与の月額をいい、その者が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である場合には、その額を、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第三項の政令で定めることにより改定した額を参照して政令で定めるところにより改定した額とする。）に、組合員の退職前一年間における標準給与の月額の平均額を参照して政令で定める比率及び前項第一号の政令で定める比率を乗じて得た額に、その者当該退職に係る組合員期間ごとの前項第二号に掲げる額を当該乗じて得た額で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）

2

月額の平均額に対する施行日まで引き続く組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。

二 前項に定めるもののほか、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等一部を改正する法律附則第四項第二号に規定する標準給与の月額とみなす者であつた期間を有する者等に係る平均標準給与月額の算定の特例その他の施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額を標準とし算定する政令で定める。

第五条 施行日以後において支給を受ける従前の事業団（次条において「事業団」という。）の給付に対する租税その他の公課については、なほ前例によることとされた日本私立学校振興・共済（国の補助の特例）

第六条 国は、私立学校教職員共済法第三十五条第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるとところにより、事業団が当該事業年度において支払う長期給付等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第三項及び第七十九条の規定により、その効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）第三十二条に規定する保険給付をいう。以下この項において同じ。）に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付等に要する費用として政令で定められた部分に相当する額に、百分の二十以内で政令で定める割合を乗じて得た額

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この号において「旧国民年金法」という。）による老齢年金（「旧国民年金法」を除く。）の額に相当する部分

（旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一の額の平均額を当該乗じて得た額で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

を兼じて得た額をもつて、その者の当該退職に係る組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。

二 前項に定めるもののほか、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等一部を改正する法律附則第四項第二号に規定する標準給与の月額とみなす者であつた期間を有する者等に係る平均標準給与月額の算定の特例その他の施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額を標準とし算定する政令で定める。

三 前項に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な事項は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な事項は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四十三条 附則第一号及び第三号中の「平成二年四月一日において六十五歳に達している者に対する改正後の法附則第二十九項の規定の適用については、同項第一号及び第三号中「六十五歳に達した日の前日」とあるのは、「平成二年三月三十一日」とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年六月二九日法律第五十六条第一項の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）の施行日から、改正後

の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正前の法」という。）附則第

二十八条の規定は平成元年四月一日から、改正

後の法第二十二条第一項及び附則第二十五項か

ら第二十七項までの規定はこの法律の施行の日

（以下「施行日」という。）の属する月の初日か

ら適用する。

（役員の任命に関する経過措置）

この法律の施行の際現に理事である者は、そ

の際改正後の法第九条第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。

前項の規定により任命されたものとみなされ

る理事の任期は、改正後の法第九条第三項の規

定にかかるわらず、この法律の施行の際における

その者の理事としての残任期間と同一の期間と

する。

（標準給与に関する経過措置）

施行日前に組合員であつた者の施行日の属す

る月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎

となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一

項の規定による標準給与の基礎となる給与月額

とみなして、改定する。

前項の規定により改定された標準給与は、施

行日の属する月から平成二年九月までの各月の

標準給与とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

二 第一条中私立学校教職員共済組合法第二十

二条第一項の改正規定（同項の表に係る部分

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

附則七号抄（平成元年一二月二二日法律第八号）抄

第一条 この法律は、平成元年一二月二二日法律第八号抄（平成元年一二月二二日法律第八号）抄

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年六月二九日法律第五十六条第一項の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）の施行日から、改正後

の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正前の法」という。）附則第二十二条第一項及び附則第二十五項から第二十七項までの規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日から適用する。

（役員の任命に関する経過措置）

この法律の施行の際現に理事である者は、その際改正後の法第九条第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。

前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、改正後の法第九条第三項の規定にかかるわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

（標準給与に関する経過措置）

施行日前に組合員であつた者の施行日の属する月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

前項の規定により改定された標準給与は、施行日の属する月から平成二年九月までの各月の標準給与とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年六月二九日法律第五十六条第一項の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）の施行日から、改正後

を除く。)及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第五項の規定この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二 第一条中私立学校教職員共済組合法第五十条の改正規定及び附則第六項の規定この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条及び第五条並びに附則第七項の規定平成七年四月一日

四 第三条及び第六条の規定 平成十年四月一日

2 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)附則第二十八項の規定及び第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十項の規定は平成六年十月一日から、改正後の法第二十二条第一項の表の規定並びに附則第三項及び第四項の規定はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日から適用する。(標準給与に関する経過措置)

3 施行日の属する月の初日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者であつて、施行日の属する月の前月の標準給与の月額が八万六千円以下であるもの又は五十三万円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額が五十四万五千円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与は、施行前の規定により改定された標準給与は、施行の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(短期給付の額に関する経過措置)

5 改正後の法第二十二条第一項の規定は、施行日の属する月の翌月の初日以後に給付事由が生じた短期給付の額を計算する場合の標準給与の額については、なお従前の例による。

6 (罰則に関する経過措置)

附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

号)抄
附則(平成七年三月三一日法律第五一)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五条、第七条、第十三条、第十四条、第五十六条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則(施行期日)
号)抄
附則(平成八年六月一四日法律第八二)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。(施行期日)
附則(平成九年五月九日法律第四八)
号)抄
附則(平成九年五月九日法律第四八)
経過措置

第十八条 この附則に別段の規定があるものを除くほか、前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(第九条及び第十二条を除く。以下「旧共済法」といいう。)又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法(以下「新共済法」という。)若しくはこれに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

第十九条 旧共済法による組合員であつた者は新共済法による加入者(以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者」という。)であつた者と、旧共済法による組合員であつた期間(次に掲げる期間を除く。)は新共済法による加入者期間(以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者期間」といいう。)とみなす。

第二十条 附則第十七条の規定の施行の際旧共済組合員であつた者については、当該任意継続組合員となつた日から引き続き新共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者のものとみなして、新共済法の規定を適用する。

第二十一条 附則第十七条の規定の施行の日(以下「新共済法の施行日」という。)の前日において健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けることができる者であつた日本私学振興財團の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者(事業団の職員となつた者に限る)に対する新共済法の施行日以後の給付に係る新共済法の短期給付に関する規定及び新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、新共済法の施行日前に健康保険法の適用については、その者は、新共済法の施行日前に健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間加入者であったものとみなす。

第二十二条 新共済法の施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた日本私学振興財團の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者(事業団の職員となつた者に限る。以下附則第二十五条までにおいて「財團の職員であつた加入者」という。)のうち、一年以上の引き続き加入者期間(事業団の職員である期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて「事業団の職員であつた加入者」といいう。)とみなす。

第二十三条 財團の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金について、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。)」とする。

第二十四条 財團の職員であつた加入者のうち、前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

第二十五条 財團の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、加入者期間が四十四年以上である者とみなす。

第二十六条 新共済法の施行日前に旧共済法第三十六条第一項の規定に基づき旧共済法第三十七条第一項の規定により私立学校教職員共済組合に置かれた審査会（以下この条において「旧組合の審査会」という。）に対してされた審査請求で新共済法の施行日の前日までに裁決が行われていないものは新共済法第三十六条第一項の規定に基づき新共済法第三十七条第一項の規定により事業団に置かれる共済審査会（以下この条において「共済審査会」という。）に対してされた審査請求と、新共済法の施行日前に旧組合の審査会において行われた裁決は共済審査会において行われた裁決とみなす。（罰則に関する経過措置）

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年六月二四日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第一条 第一条から第五条まで、第七条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律

の規定に規定する書類（第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るもの）を除く。）から適用する。

附 則（平成九年一二月一七日法律第一二四号）抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則（平成一二年七月一六日法律第一〇四号）抄

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一二年七月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

号の三、第六十八条の三、第六十九条、第九十三条第三項第一号、第二百二十五条第二項、第一百九十六条第二項及び附則第十二条第七項の規定並びに附則第四条及び第十七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新法」という。）第二十二条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

前項の規定により改定された標準給与は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準給与とする。

附 則（平成一二年三月三一日法律第二三号）抄

（施行期日）この法律は、平成十二年四月一日前に第一条の規定に定める日から施行する。

く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を第一条の規定による改正及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るものと同様に規定する。月額の基礎となる給与月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

前項の規定により改定された標準給与は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準給与とする。

附 則（平成一二年三月三一日法律第二三号）抄

（施行期日）この法律は、平成十二年四月一日前に第一条の規定に定める日から施行する。

む。)における私立学校教職員共済法第十七条第二項本文の規定の適用については、その者は、同月一日に長期給付に関する規定の適用を受ける加入者とならなかつたものとみなす。

(加入者である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置)

第六条 昭和七年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた加入者(平成十四年三月三十日において加入者期間等(私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等をいう。)が二十五年以上である者に限る。)が七十歳に達するまでの間における退職共済年金又は障害共済年金の支給の停止(加入者であることをその事由とするものに限る。)については、なお従前の例による。

(標準給与の定時決定等に関する経過措置)

第七条 平成十五年四月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十二条第二項、第五項又は第七項の規定により定められ、又は変更された同年三月における標準給与は、同年八月までの各月の標準給与とする。(特別掛金に関する経過措置)

第八条 平成十五年四月前のお賞与等に係る特別掛金(第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条の二第二項に規定する特別掛金をいう。)については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)
第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年一二月六日法律第一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中健康保険法第五十九条に三項を加える改正規定、同法第六十九条の三十一の改正規定及び同法附則第十二条の改正規定、第四条中船員保険法第三十条ノ二に二項を加える改正規定、附則第十九条中国家公務員共済組合法第六十六条の改正規定及び同法第七十四条第二項の改正規定、附則第二十一条中地方公務員等共済組合法第六十八条の改正規定

及び同法第七十六条第二項の改正規定並びに(私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 平成十三年一月一日前に私立学校教職員共済法第二十八条第二項の規定に基づく申出をした加入者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業が終了するものを使用する学校法人等(私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいふ。)に対する前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八条の規定に基づく申出があつたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。同項の規定に基づく申出があつたものとみなす。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月一一日法律第一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置の政令への委任)
第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三日法律第九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月三日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一二月一三日から施行する。

施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めたる日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。

施行する。

。

律第二百三十一号) の公布の日又は公布日のい
ずれか遅い日

附 則 (平成一六年六月一三日法律第一
三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第五条、第八条、第十二条、第十六条、第
十九条及び第二十条並びに附則第十六条から
第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、
第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八
十三条の規定 平成十九年四月一日

五 第五条、第八条、第十二条、第十六条、第
十九条及び第二十条並びに附則第十六条から
第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、
第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八
十三条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一六年六月一三日法律第一
三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第七条並びに附則第三条及び第
四条の規定 平成十七年四月一日

二 第三条の規定 平成十八年七月一日

三 第四条の規定 平成十八年七月一日

四 第五条及び第八条並びに附則第五条から第
十条までの規定 平成十九年四月一日

五 第六条の規定 平成二十年四月一日

(基礎年金拠出金に対する国との補助に関する経
過措置)

第二条 平成十六年度における第一条の規定によ
る改正後の私立学校教職員共済法(以下「新共
済法」という。)第三十五条第一項の規定の適
用については、同項中「二分の一」とあるのは、
「三分の一」とする。

2 国は、平成十六年度における日本私立学校振
興・共済事業団が国民年金法(昭和三十四年法
律第二百四十一号)第九十四条の二第二項の規定
により納付する基礎年金拠出金の一部に充てる
ため、前項の規定により読み替えられた新共済
法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本
私立学校振興・共済事業団に対し、二億五千八
百六十八万七千円を補助する。

3 平成十七年度における新共済法第三十五条第
一項の規定の適用については、同項中「二分の一」
に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分
の十一に相当する金額を加えて得た金額」とす
る。

4 国は、平成十七年度における日本私立学校振
興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第
二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一
部に充てるため、前項の規定により読み替えら
れた新共済法第三十五条第一項に規定する額の
一から四まで 略

五 第五条、第八条、第十二条、第十六条、第
十九条及び第二十条並びに附則第十六条から
第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、
第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八
十三条の規定 平成十九年四月一日

五 第五条、第八条、第十二条、第十六条、第
十九条及び第二十条並びに附則第十六条から
第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、
第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八
十三条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一六年六月一三日法律第一
三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、同項中「二分の一」に
相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分
の二十五に相当する金額を加えて得た金額」と
する。

6 平成十九年度から特定年度(国民年金法等の
一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四
号)附則第十三条第七項に規定する特定年度を
いう。附則第二条の三において同じ。)の前年
度までの各年度における新共済法第三十五条第
一項の規定の適用については、同項中「三分の
一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に
相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分
の三十二に相当する金額を加えて得た金額」と
する。

(基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措
置の特例)

平成二十一年度から平成二十五年度までの基
礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措
置

7 平成十九年度から平成二十一年度までの基
礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措
置

8 平成二十一年度から平成二十五年度までの基
礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措
置

て、確保するものとし、平成二十三年度にあつ
ては東日本大震災からの復興のための施策を実
施するために必要な財源の確保に関する特別措
置法(平成二十三年法律第二百七号)第六十九
条第二項の規定により適用する同条第一項の規
定により発行する公債の発行による収入金を活
用して、確保するものとし、平成二十四年度及
び平成二十五年度にあつては財政運営に必要な
財源の確保を図るための公債の発行の特例に關
する法律(平成二十四年法律第二百一号)第四条
第一項の規定により発行する公債の発行による
収入金を活用して、確保するものとする。

(基礎年金拠出金に対する国の補助に要する費
用の財源)

9 平成二十一年度以後の各年度において、新
共済法第三十五条第一項の規定により国が補助
する費用のうち前条前段の規定の例により算定
した金額に相当する費用の財源については、社
会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的
な改革を行うための消費税法の一部を改正する
等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の施
行により増加する消費税の収入を活用して、確
保するものとする。

(育児休業等を終了した際の標準給与の改定に
関する経過措置)

10 平成二十一年度から平成二十五年度までの基
礎年金拠出金に対する日本の私立学校振
興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第
二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一
部に充てるため、当該各年度について、前条第
六項の規定により読み替えて適用する新共済法
第三十五条第一項に規定する金額との差額に相
当する金額を補助する。この場合において、當
た者(前項に規定する者を除く。)については、
該金額については、平成二十一年度にあつては、
その育児休業等を開始した日を平成十七年四月
一日とみなして、第二条の規定による改正後の
私立学校教職員共済法第二十八条第一項の規定
に適用する。

11 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業期間中の掛金の特例に関する経過措
置)

12 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

13 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

14 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

15 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

16 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

17 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

18 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

19 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

20 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

21 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

22 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

23 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

24 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

25 平成十七年四月一日前に第二条の規定に
よる改正前の私立学校教職員共済法第二十八条
第一項又は第三項の規定に基づく申出をした者
(育児休業等の特例に関する経過措置)

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、附則第四十条から第四十四条
までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六
五号) 抄

<p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年五月二七日法律第五六号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十一条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは「を削る部分に限る。」）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附则第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定までの規定 公布の日</p> <p>（検討）</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>

<p>附 則　(平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>附 則　(平成二十三年一月一日法律第一四七号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。</p> <p>四　附則第十一条の規定　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百二十一号)の施行の日</p> <p>附 則　(平成二三年一二月一四日法律第一二二号)抄</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>四号　抄</p> <p>この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則　(平成二四年三月三一日法律第二二二号)抄</p> <p>この法律は、平成二十四年八月二二日法律第六二号抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>二 略</p> <p>三　第一条　中国国民年金法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十二条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にたゞし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第七十四条の改正規定、第八条中国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。)附則第十条第一項及び第十三条第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五条の前の見出しを削る改正規定、同条及び</p>
--

成十六年国民年金等改正法附則第十六条の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条の三の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第九十条の改正規定、第十二条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第十九条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第九十九条の四の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第十三条の規定並びに第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第十二条第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八条の規定、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項改正規定、同法第二十四条の二の改正規則を加える改正規定、同法第四十四条の三、第五十六条、第三十七条、第四十一条、第四十三条にただし書を加える改正規定、同法第二十四条、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条规定の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条中第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正

規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九项及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百十六条第一項及び第百四十四条の十第一項第四号を削る改正規定、第十八条の二及び第一百十四条の二の改正規定、同法第百四十四条の十第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第十二条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第十二条から第三十四条まで、第三十七条规定の日から第十三条から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十七条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

六 附則第十七条の二から第十七条の四まで及び第四十三条の二の規定 平成二十九年四月一日

（検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨のつとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六ヶ月以内に必要な法制度上の措置が講ぜられるものとするものとする。

（私立学校教職員共済法による産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置）

第四十二条 第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第十一項及び第十二項の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第十一項に規定する産前産後休業について適用する。

（私立学校教職員共済法による産前産後休業期間中の加入者の特例に関する経過措置）

第四十三条 第四号施行日前に第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する産前産後休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八条第四項及び第五項の規定を適用する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第四十三条の二 第五号施行日前に加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き加入者の資格を有する者（任意継続加入者（同法第五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第一百一十六条の五第二項に規定する任意継続加入者をいう。）特例退職加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第一項に規定する特例退職加入者をいう。）及び平成二十八年十月から標準報酬月額（私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準報酬月額が九万八千円であるも（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となる月額が九万三千円以上である者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるも（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるも（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）を改定する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律による改正前の私立学校教職員共済法第二十二条第一項及び第百二十二条第一項並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第百六十条の規定、公布の日

（施行期日）

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六三号）抄

2 2 この法律による私学共済の職域加算額（第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額をいう。）の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

（用語の定義）

第四条 この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る給付に関する規定の適用)
第二十二条 附則第十四条及び第十五条に定めるもののほか、改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る厚生年金保険法、旧厚生年金保険法その他の法律で政令で定めるものによる給付の額の計算及びその支給停止に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(衰退一時金の額の計算に係る経過措置)
第二十三条

付に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十一条第一項の規定の適用については、同項に規定する厚生年金保険事業に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十四条の三の規定の適用については、同条に規定するこれに相当する給付として政令で定めるものに要する費用とみなす。

(私立学校教職員共済法の標準報酬額に関する過渡措置)

（厚生年金保険事業に要する費用の特例）
第二十六条 附則第二十条各号に掲げる年
合計二段の費用につき、貯蓄金目当
程で定める率）とする。

前支給要件規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

これらの規定の適用に關し必要な讀替えを
正す。

は、なおその効力を有する。この場合においては、

(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)

る
を除く。)による改正前のその他の法律の規定

附
科学共済法の長期継続に関する改正前科学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定

私学共済法の長期給付に關する改正前後

私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付及び旧私学共

第七十九条 施行日前に給付事由が生じた改正前

(改正前私学共済法による給付)

用に関する必要な事項は、政令で定める。

「年金並びに」とするほか、これらの規定の適用に關し必要な統替えその他、これららの規定の適

及び」とあるのは、「退職共済年金及び遺族共
同立会(二・三・四種の現定)商

て、改正前私学共済法第五条中「退職共済年金

は、なおその効力を有する。この場合において

(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)

及ひこの法律（附則第一條各号は擇ける規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定

用
学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法
及び二〇〇〇年法(附則第一条)各号に掲げる規定は、

法による年金である給付については、改正前私

支給要件規定により支給される改正前私学共済

指前二項の規定に。日本海の支給要件規定又は改正前遺族のとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族

の適用は関し必要な事項は政令で定める

し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に關する必要事項は、改令に定められた。

卷之三

<p>附 則 (平成二四年一月二六日法律第六号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第六条の規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第七条、第八条及び第十一条の規定(公布の日二及び三。略)</p> <p>四 第六条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条、第三条及び第四条第十一号の改正規定(この法律の公布の日、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十七号)の公布の日又は私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十八号)の公布の日のうち最も遅い日(政令への委任)附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。</p>

<p>附 則 (平成二四年一月二六日法律第六号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(政令への委任) 第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二四年一月二六日法律第六号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(政令への委任) 第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(政令への委任) 第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二六年六月一一日法律第六号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第七条及び第八条の規定(公布の日より施行する。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定(施行期日)</p> <p>二 第一条中国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十一条の規定(施行期日)</p>

(私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置)

第二 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年四月から同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

第三十五条 改正後私学共済法第二十三条第一項の規定は、第二号施行日の属する月以後の月に私立学校教職員共済制度の加入者が受けた賞与と

第十八条 (その他の緊急措置の政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三十三条の二、第二百三十三条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月二二日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律
第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十一条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 公布の日

二 略

三 第一条の規定（健康保険法第三条第七項の改正規定を除く。）、第四条の規定、第六条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第一百四条の改正規定、第十二条の規定（第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第一百十五条の四十五中第五項を第十九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第一百七十七条第三項第六号の改正規定を除く。）並びに第十四条中船員保険法第一百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、第二十六条第三項の改正規定、附則第八条中国公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）、第一百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定 令和二年十月一日

(その他の経過措置の政令への委任)
第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ 及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（二千円）を「八百万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号として、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十九条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第百

法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四第十一項第一号）を「第七百三条の第四十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

三二
略

百四十四条第一項第一項第十二号の改正規定、第二条中
船員保険法第百八十一条及び第百五十三条第一
項第七号の改正規定並びに第三条及び第四条
の規定並びに附則第三条第三項、第四条第二
項、第五条及び第六条の規定、附則第十一条
中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律
第二百四十五号）第二十五条の改正規定（同
条の表第七十五条の三第一項の項中「第一百
の二の規定」を「第一百条の二第一項の規定
に、「第二十一条第四項及び第五項」を「第
二十八条第五項及び第六項」に改める部分及
び同表附則第十二条第九項の項中「第四項」
を「第五項」に改める部分に限る。）及び同
法第二十八条の改正規定、附則第十二条の規
定、附則第十三条中国家公務員共済組合法
（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五
条の三第一項第五号、第一百条の二及び第二百
条第一項の改正規定、附則第十四条の規定、
附則第十五中地方公務員等共済組合法第七
十九条第一項第五号、第一百十四条の二、第一百
十六条第一項及び第二百四十四条の十二第一項
の改正規定並びに附則第十六条、第二十六条
及び第二十七条の規定 令和四年十月一日
四及び五 略

条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

びに附則第三十六条から第三十八条まで及べ
第四十二条の規定 公布の日

る改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六条の規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高齢法」という。）附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定、附則第二十二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これらの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第百二十一一条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五五六号の三の改正規定並

附 則（令和四年六月一七日法律第六八
第三十二条 附則第三条から第十一条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 指定

（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置第五条